

設計図書等に関する質疑書の回答

令和 7 年 3 月 19 日
京都府営水道事務所長

工 事 番 号	7 水道委セ第 4 号	
工 事 名	水質検査業務委託	
工 事 場 所	宇治市宇治下居他 地内	
質問項目	設計図書	
[質 問 事 項]		[回 答]
第 4 1(4) 数値の取扱い 委託項目(水質基準項目のうち8項目) 委託項目(水質管理目標設定項目(農薬類除く)のうち6項目) 委託項目(農薬類115項目のうち107項目) (4) 別紙「委託検査項目に係る定量下限値等」を参考として数値を取り扱うとありますが、記載の定量下限値及び報告桁数は指定でしょうか。仕様書に通知を基に定量下限値表を参考とあるので、通知の基準の10分の1以下(非イオン界面活性剤除く)、農薬については100分の1以下であれば、表の定量下限でなくてよいという解釈でよいでしょうか。 また、委託項目(水質基準項目のうち8項目)の水銀、フェノールについて、表にある「最小入力桁数(小数点以下桁数)」が定量下限値の桁数より多くなっています。桁数が3桁になっていますが、分析方法に応じた桁数、例えば2桁での報告は可能でしょうか。		お見込みのとおりです。 (特記仕様書の定量下限値については、第 4 1(4)において、記載しているとおり、参考として示しているものであり、基準値(非イオン界面活性剤除く)又は目標値(農薬類除く)の10分の1以下、非イオン界面活性剤については半値以下、農薬類については100分の1以下の定量下限値であれば構いません。 また、水銀、フェノールにおいて、「最小入力桁数(小数点以下)」が定量下限値の桁数より多くなっていますが、定量下限値以上の数値については、詳細の状況を把握するため、桁数が定量下限値より1桁多いことを理想として、例示しているものであり、分析方法に応じた桁数で御報告いただければ、問題ございません。)